

職員団体との交渉の議事要旨

(開催日時)

平成28年8月2日(火) 14:00~15:00 (60分間)

(開催場所)

札幌開発建設部4階3号会議室

(出席者)

当局側(札幌開発建設部)

小泉 祐智(次長(総務担当))、岩本 猛起(職員課長)

職員団体側(全北海道開発局労働組合札幌支部)

大山 純司(副執行委員長)、大熊 昭宏(書記長)、上山 新吾(執行委員)

(議題)

【2017年度勤務条件改善に関する要求関係】

当部における超過勤務の縮減について

(要求書に対する回答)

要求書のうち、交渉議題として取り決めた事項について回答(別紙のとおり)。

(要旨)

(職員団体)

本年4月から6月までの超過勤務及び定時退庁の状況について聞きたい。

(当 局)

本年4月から6月までの一人一月あたりの平均超過勤務時間数は、前年同期と比較して減少している。

また、本年4月から6月までの定時退庁日における定時退庁率は、前年同期と比較して増加している。

(職員団体)

超過勤務が月60時間を超えそうになった職員に対し、管理者が月60時間という数字に囚われすぎて、業務の進行管理をせずに超過勤務をさせない管理者がいると聞いている。

(当 局)

国土交通省としては、超過勤務を月60時間以内に抑えることを基本的な目標としているが、業務の性質や時期により超過勤務が避けられない場合があるため、必ずしも月60時間以内としなければならないというものではない。

引き続き、適切な業務の進行管理、適正な勤務時間管理に努めるよう管理者を指導していきたい。

(職員団体)

超勤代休時間制度の趣旨を理解せず、超勤代休時間の指定を職員に強制している管理者がいると聞いている。

(当 局)

超勤代休時間制度は、1か月60時間を超える超過勤務をした職員が、超過勤務手当の割増支給を受ける代わりに実質的に休める時間を確保できる制度であり、管理者に対しては、本制度の積極的な活用を図るよう指導しているところである。一方で、職員が希望しない限り、超勤代休時間制度を適用することはなく、当局としては、超勤代休時間の指定を強制している実態はないと考えている。

なお、本制度の趣旨について誤解することのないよう、管理者への指導は引き続き行っていく。

(職員団体)

スタッフ制が導入されている課において、業務の平準化が行われておらず、特定の職員が超過勤務を行っている状況があると聞いている。

(当 局)

スタッフ制は、フレキシブルに業務分担の変更が行いやすい制度であることから、業務の優先順位や業務量等に応じた業務配分を適宜行うことにより、業務の平準化が図られるよう、引き続き管理者を指導していきたい。

※文責は札幌開発建設部当局（今後修正があり得る）

交渉議題に係る回答メモ (2017年度勤務条件改善に関する要求書)

平成28年8月2日

○当部における超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、当局としても重要な課題であると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当局としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素化・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行など、超過勤務の縮減に努めてきたところである。

また、超過勤務を命ずる場合には、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分配慮するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めるよう、管理者を指導していきたい。